

「関税定率法等の一部を改正する法律」の施行に伴う
弁理士法施行令の改正について

平成 18 年 6 月
特 許 庁

1. 改正の趣旨

関税法（昭和 29 年法律第 61 号）に規定されている「輸入してはならない貨物」に対して特許権者等の権利者が行うことのできる手続については、弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）の規定により、弁理士が代理できるとされている。また、弁理士法施行令（平成 12 年政令第 384 号）にも弁理士が代理できる手続について具体的に定められている（別紙参照）。

しかし、今年の通常国会において成立した関税定率法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 17 号）において、「輸入してはならない貨物」に加えて、「輸出してはならない貨物」が関税法に追加されることとなったことから（平成 19 年 1 月 1 日施行）、「輸出してはならない貨物」に対して特許権者等の権利者が行うことのできる手続についても弁理士が代理できるよう、弁理士法が改正されたところである。

本政令案では、弁理士が代理できる手続について具体的に定めている弁理士法施行令（平成 12 年政令第 384 号）第 1 条についても、弁理士法の改正にあわせ、新たに「輸出してはならない貨物」に係る手続を追加するものである。

2. 具体的改正の内容

輸出してはならない貨物に対する代理手続業務の追加

現在、弁理士が権利者側の代理として行える、認定手続に関する税関長に対する輸入してはならない貨物に対する手続に対応する、輸出してはならない貨物に対する以下の手続を、権利者側の代理として弁理士が行えるようにするための改正を行う。

- ・ 輸出してはならない貨物に係る認定手続に係る税関長が行う通知の受領
- ・ 輸出してはならない貨物に係る特許庁長官へ意見を聴くことの求め、及び、それに伴う意見の陳述
- ・ 認定手続時における証拠の提出及び意見の陳述

3. 施行期日

平成 19 年 1 月 1 日（月）

弁理士が行うことができる認定手続に関する税関長に対する
手続のうち政令で定める手続代理

1. 現在、弁理士が行うことができる手続

輸入してはならない貨物に係る認定手続に係る税関長が行う通知の受領

- ・ 認定手続開始の通知の受領
- ・ 認定結果の通知の受領
- ・ 認定手続取り止めの通知の受領
- ・ 輸入者の氏名又は名称及び住所の通知の受領
- ・ 生産者の氏名又は名称及び住所の通知の受領
- ・ 特許庁長官へ意見照会をした旨の通知の受領
- ・ 特許庁長官からの回答内容の通知の受領
- ・ 経済産業大臣、農林水産大臣へ意見照会をした旨の通知の受領
- ・ 経済産業大臣、農林水産大臣からの回答内容の通知の受領

税関長に機会が与えられて行う当該証拠についての意見の陳述

輸入してはならない貨物に係る特許庁長官に対する意見の求めの手続の規定による意見の陳述

2. 今回の改正により追加される項目

上記1. で挙げた項目に対応する輸出してはならない貨物に対する手続